二　液化天然ガス運搬船（専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。）

ホ　ロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。）

２・３　（略）

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。

２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。

３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

２・３　（略）

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。

２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。

３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行日前にされた第四十三条第二項の確認の申請であって、この省令の施行の際、国土交通大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。